

社会福祉法人 北海道仕愛会

次世代法および女性活躍に係る一般事業主行動計画

男女ともに全社員が活躍でき、仕事と家庭の両立ができる雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 2022年2月1日 ～ 2025年1月31日

2. 目標と取組内容・実施期間

目標1（女性活躍推進法（職業生活と家庭生活との両立（働きやすさ）に関する目標）

男性社員の育児休業取得率を20%以上とする。

〈実施時期・取組内容〉

- 2022年2月～ 育児・介護休業法の見直し、規定案の作成
- 2023年4月～ 全職員を対象とした男性の育児休業取得に関する制度についての研修会の実施
- 2024年4月～ 配偶者が出産する予定の男性職員を対象に、上司及び総務課から育児休業取得について案内する

目標2（次世代育成支援対策推進法に基づく目標）

希望する労働者に対する限定正職員制度（勤務時間や、就業場所等）の導入

〈実施時期・取組内容〉

- 2022年2月～ 限定正職員制度についての情報収集、規定案の作成
- 2022年4月～ 転換時期等も含めた要項の作成、希望するパート職員へ周知する